

美濃市事業再開対策経費補助事業

制度概要

新型コロナウイルス感染症防止のため、店舗ごとに作成したマニュアルに沿った対策を施すために必要な備品購入や施設整備に要する経費の一部を助成します。

対象事業者

市内の店舗で下記の分野の業種（日本標準産業分類による）

- ・小売業
- ・宿泊業
- ・飲食サービス業
- ・生活関連サービス業

補助対象経費

店舗ごとに作成した感染防止マニュアルに沿った感染防止対策に要した、新たに導入する備品や施設整備等の経費。（既設設備等の修繕及び買い替えや消耗品購入の経費は除きます。）

※令和2年4月18日から令和2年6月30日までに整備完了したものとします。

※店舗ごとに作成した感染防止マニュアルとは「コロナ社会を生き抜く行動指針」を参考として作成する具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を言います。「コロナ社会を生き抜く行動指針」については美濃市ホームページを参考にしてください。

補助額

補助対象経費の3/4

※補助対象経費は4万円以上120万円以下とし、1店舗1度限りの申請です。

申請について

令和2年7月10日(金)までに下記の書類を提出してください。

- ・補助金交付申請書
- ・事業再開に向け整備した内容・状況が分かるもの（領収書、写真等）
※申請時に支払い前で領収書の添付が間に合わない場合は見積書を添付してください。
- ・店舗で作成した対策マニュアル（任意の様式）
（備品や設備をどのように活用するのかも記載ください。）

ご注意

※設備によっては補助対象とならないものもあります。

※事業実施後の確認で不備が認められた場合は補助金を返還していただきます。